**１号新任教育①－警備業法抜粋**-

**【警備業法】**

（目的）

第一条 　この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 　この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

一 　事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

二 　人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

三 　運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

四 　人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

２ 　この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

３ 　この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。

４ 　この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

５ 　この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

６ 　この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

　　（警備業の要件）

第三条 　次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 　最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

四 　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

五 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成三年法律第七十七号）第十二条 若しくは第十二条の六 の規定による命令又は同法第十二条の四第二項 の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

六 　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

七 　心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

八 　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 　営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二条第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十 　法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十一 　第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

（認定）

第四条 　警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

（認定証の掲示義務）

第六条 　警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（認定の取消し）

第八条 　公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 　偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。

二 　第三条各号（第九号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 　正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 　三月以上所在不明であること。

（営業所の届出等）

第九条 　警備業者は、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（警備員の制限）

第十四条 　十八歳未満の者又は第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

２ 　警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

（警備業務実施の基本原則）

第十五条 　警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。

（服装）

第十六条 　警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たつては、内閣府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

（護身用具）

第十七条 　警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たつて携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

（特定の種別の警備業務の実施）

第十八条 　警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

（警備業者等の責務）

第二十一条 　警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

２ 　警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか、内閣府令で定めるところにより教育を行うとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

（警備員指導教育責任者）

第二十二条 　警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で内閣府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

７ 　公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内閣府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

一 　第三条第一号から第六号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 　偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき。

三 　この法律、この法律に基づく命令又は第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その情状が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき。

（検定）

第二十三条 　公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

２ 　前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

３ 　前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

４ 　公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

（機械警備業務管理者）

第四十二条 　機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で内閣府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

２ 　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

一 　公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者

二 　公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

（立入検査）

第四十七条 　公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（指示）

第四十八条 　公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（営業の停止等）

第四十九条 　公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十七条第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

２ 　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一 　第五条第三項又は第七条第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者

二 　第八条の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者

三 　前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第九号を除く。）のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

第八章　罰則 ※検定講習を行う登録機関についての罰則は省略

①一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

・営業停止命令（49条1項）に違反した者

・営業廃止命令(49条2項)に違反した者

②百万円以下の罰金に処する。

・認定申請前に営業した者 (5条1項・2項・3項)

・認定期間満了後に営業した者(7条1項)

・名義を貸して他人に営業させた者（13条）

・契約前書面後書面を渡さなかった者、記載漏れ・虚偽記載の書面を交付した者 (19条)

・営業所ごとの指導責選任をしなかった者(22条1項)

・機械警備基地局の届出をしなかった者(40条)

・指示処分に違反した者(48条)

・虚偽・不正手段によって認定・認定更新を受けた者(4条・7条1項)

③三十万円以下の罰金に処する。

・認定申請書・認定更新申請書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者(5条1項・7条4項)

・主たる営業所の見やすい所に認定証を提示しなかった者(6条)

・都道府県外営業所設置・営業の届出をしなかった者、・虚偽記載をして提出した者(9条)

・警備業営業廃止の届出をしなかった者。虚偽記載をして提出した者(10条1項)、

・名称・住所・代表者・選任などの変更届をしなかった者。虚偽記載をして提出した者

(11条1項)、

・都道府県外営業所・営業の変更届をしなかった者。虚偽記載をして提出した者(11条4項)

・制服・護身用具の届出・変更届をしなかった者、虚偽記載をして提出した者(16条2項)

・基地局廃止届出をしなかった者。虚偽記載をして提出した者(41条)

・認定取消・廃業・有効期間満了の認定証返納をしなかった者(12条1項)

・欠格事由・不正手段取得・法令違反による指導教資格剥奪によって

資格者証を返納しなかった者(22条7項)

・検定合格証・機械警備業務管理者証についても同じ1

・機械警備業務管理者の選任をしない(42条1項)

・基地局書類を備え付けなかった者、必要事項を記載しなかった者、虚偽記載をした者(44条)

・警備員名簿を備え付けなかった者、必要事項を記載しなかった者、虚偽記載をした者(45条)

第五十九条 　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

※①②③の両罰規定

※「これは指導教育責任者が勝手にしたものだ」と逃げられない。

④二十万円以下の過料に処する。

・代表者死亡・法人消滅による認定証の返納をしなかった者

・その届出をしなかった者、虚偽記載をして届け出た者(12条2・3項)